

※分からないことや詳しいことは、☎にお問い合わせください。

見て！ふれて！学ぼう！ バスで行く「水を探る旅」

☎ 水道局総務企画係  
☎ 64-3317

水道施設の見学ツアーを開催します。見学地は、ありあけ浄水場（大牟田市）、竜門ダム（菊池市）、白石堰（和水町）です。水がどのようにみなさんの家に運ばれているかを知ることができます。また、ダムや堰によって水害から普段の生活が守られていること、浄水場では川から流れてくる水をみなさんが安心して使えるようにきれいにしていることを今回の見学会で学ぶことができます。



アクア（ありあけ浄水場イメージキャラクター）

- 日時 7月28日（日）  
午前8時30分～午後4時30分  
※天候などにより、行程を変更したりツアーを中止したりする場合があります。
- 定員 80人  
※先着順。定員になり次第締め切ります。  
※中学生以下が対象。（保護者同伴をお願いします。）
- 申込締切 7月12日（金）
- 申込方法 お問い合わせ先まで電話してください。
- 参加費 無料

乳幼児医療費・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費助成制度

☎ 子育て支援課 ☎ 63-1417  
☎ 福祉課福祉係 ☎ 63-1406

受給者の皆さんが、病院などで診療を受けたときや、調剤薬局で薬剤の処方を受けたときなどに支払った一部負担金（保険適用分）を決められた申請書で申請すると、全額または一部を口座に振り込む方式で助成しています。

※乳幼児医療費助成は、平成24年10月受診分から県内の保険医療機関で外来受診するときに、毎回保険証と受給資格者証を提示すると、一部負担金の支払が不要になりました。



荒尾市マスコットキャラクター「マジックキー」

種類	対象者	助成内容	資格取得日	手続きに必要なもの
乳幼児医療費	0～6歳の乳幼児（就学前）	一部負担金の全額	誕生日または転入日から	●健康保険証 ●預金通帳 ●印鑑 ●1月2日以降に転入した人は、前住所地の所得課税証明書
ひとり親家庭等医療費	●ひとり親家庭などで、満20歳未満の児童を扶養している父または母 ●ひとり親家庭などの児童 ●父母がいない児童 ※満18歳になった最初の3月31日まで	1カ月に支払った一部負担金の合計の2/3	申請日の翌月の初日	●健康保険証 ●預金通帳 ●印鑑 ●戸籍謄本 ●1月2日以降に転入した人は、前住所地の所得課税証明書
重度心身障害者医療費	●身体障害者手帳1・2級の人 ●療育手帳A1・A2判定の人 ●精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）1級の人	1医療機関か1施設ごとに1カ月に支払った一部負担金から ①入院 2,040円 ②入院外*1,020円を差し引いた額	申請日の翌月の初日	●健康保険証 ●預金通帳 ●印鑑 ●身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のどれか ●1月2日以降に転入した人は、前住所地の所得課税証明書

※入院外…通院、訪問看護、柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師などの保険適用分の施術

◎この医療費助成制度を利用する場合は、前もって窓口で手続きし、「受給資格者証」の交付を受ける必要があります。受給資格をお持ちでも「受給資格者証」の交付を受けておかなければ、制度が利用できません。

◎ひとり親家庭等・重度心身障害者の医療費助成は、前年度の所得によって停止になる場合があります。毎年8月に前年度の所得調査を行います。

◎健康保険の高額療養費や家族療養附加給付金など、他の制度などから医療費が給付されるときは、これを一部負担金から差し引いた額が助成対象額となります。

◎ひとり親家庭等医療費助成は、1カ月に数カ所の医療機関などに支払った一部負担金を合算した額が助成対象です。

◎助成申請できるのは、診療を受けた月の翌月から1年以内です。

介護保険限度額認定の申請をしてください

☎ 健康生活課介護保険係  
☎ 63-1418

介護施設などを利用するときの居住費（滞在費）・食費は、市民税の課税状況や年金収入額などに応じて軽減されます。この軽減を受ける場合は申請が必要です。介護保険係で申請してください。

なお、すでに適用を受けている人も6月末で適用期間が終わりますので、引き続き適用を受ける場合は更新申請をしてください。  
※3月時点で施設に入所していた人には、更新申請書を入所施設に送付し、申請の取りまとめを依頼しています。（原則7月1日現在で判定）

- 対象になるサービス
- ・介護老人福祉施設
  - ・介護老人保健施設
  - ・介護療養型医療施設
  - ・短期入所生活介護
  - ・短期入所療養介護（ショートステイ）

●1日当たりの負担限度額

負担段階	対象者	居住費（滞在費）				食費
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	320円	390円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階、第2段階の条件に当てはまらない人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円

※（一）の額は介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額

みんなで節電アクション！

☎ 環境保全課  
☎ 63-1386

地球温暖化防止対策を推進するため、皆さんの作ったグループが節電に取り組んだ割合に応じて、活動支援金を支給する市民節電活動支援事業を行います。

●対象期間 7月～平成25年1月

●申込期限 7月31日（水）  
※先着順。当日消印有効。

●申込方法  
2世帯以上でグループを作り、代表者が申し込んでください。申込用紙は環境保全課窓口にあります。市のホームページからもダウンロードできます。  
※電気使用量のお知らせ（コピー）で節電割合を確認します。

●活動支援金の額（1カ月、1世帯当たり）

前年同月比の節減率	活動支援金
4%以上 6%未満	200円
6%以上 8%未満	300円
8%以上 10%未満	400円
10%以上 12%未満	500円
12%以上	600円

※7カ月分のデータがそろえば、1世帯当たり300円を加算します。ただし、電気使用量が前年同月を上回る月が実施期間の過半数を超える場合は加算されません。

- ◆CO2削減/ライトダウンキャンペーン 6月21日（金）～7月7日（日）までの間、地球温暖化防止のため、全国のライトアップ施設や各家庭のあかりのライトダウンを呼びかけています。
- ◆夏至ライトダウン（ブラックイルミネーション）/クールアース・デー（セブタイルミネーション） 6月21日（夏至の日）と7月7日（七夕）の午後8時から10時までの2時間一斉消灯を呼びかけています。
- ◆キャンペーンの趣旨をご理解いただき、各家庭における消灯や店舗などの広告灯の消灯にご協力をお願いします。（ただし、防犯目的の外灯などは除きます）